

遊佐町地域おこし協力隊隊員設置要綱

(設置)

第1条 遊佐町において、地域外の人材を積極的に誘致し、地域力の維持・強化に資する活動（以下「地域協力活動」という。）に従事する者を、地域おこし協力隊隊員（以下「隊員」という。）として設置し、必要な事項を定めるものとする。

(地域協力活動の種類)

第2条 地域協力活動の種類は、次に掲げるいずれかの活動とする。

- (1) 農林水産業活性化のための活動
- (2) 地域おこしの活動
- (3) 環境保全の活動
- (4) 住民の生活関連の活動
- (5) 情報発信のための活動
- (6) ジオパーク推進のための活動
- (7) 生涯学習推進のための活動
- (8) その他町長が認める活動

(隊員としての要件)

第3条 隊員となるためには、下記の要件を満たしている者とする。ただし、状況に応じ、町長が認める範囲で対応するものとする。

- (1) 農林水産業、地域資源の探究に興味があり、積極的な情報発信をしながら田舎暮らしを楽しめる者であること。
- (2) 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から移転し、遊佐町に住民票を異動させた者であること。(I J Uターン可)
- (3) おおむね1年以上の滞在を予定している者であること。
- (4) 心身ともに健康で、誠実に地域協力活動に従事できる者であること。
- (5) 普通自動車免許を有している者であること。

(委嘱)

第4条 上記の要件を満たし、隊員として、やる気と実行力があると認められた場合、町長が委嘱し、委嘱状を交付する。

- 2 隊員の委嘱期間は、1年以内とし、当該年度を越えないものとする。
- 3 隊員は、再任することができる。ただし、最初の委嘱の日から3年目の年度末までとする。

(日誌及び報告書)

第5条 隊員は、活動の状況について、その活動実施状況を活動日誌に記録し、毎週金曜日までに前週分の活動日誌をまとめ、町長に提出しなければならない。

- 2 隊員は、遊佐町地域おこし協力隊費用弁償支給規程に基づき、町が依頼する出張を行った場合は、出張が終わった日から7日以内に、その内容を報告書により町長に提出しなければならない。
- 3 前各項で規定する期限を超えて提出する場合は、事前にその理由を企画課長に連絡し、了承を得なければならない。

(委嘱の取消し)

第6条 町長は、隊員が次に掲げるいずれかに該当する場合には、その委嘱を取り消すことができる。

(1) 本要綱に定める活動を怠り、又は隊員としてふさわしくない行為を行ったと認められる場合。

(2) 本人から隊員を辞退する旨の申出があった場合。

(秘守義務)

第7条 隊員は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。その任を退いた後も同様とする。

(支援)

第8条 隊員として委嘱した者には、遊佐町が地域協力活動に必要な支援等をする。

2 財政的な支援は、予算の範囲内とする。

3 隊員を受け入れる集落において、集落活動調整員を置き、集落内での地域協力活動の調整について支援する。

(本部)

第9条 活動の拠点となる本部を、役場庁舎内に置き、事務室として利用することができる。

2 本部の利用は、遊佐町の休日で定める条例（平成元年第32号）第1条第1項に規定する遊佐町の休日を除き、原則午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、それ以外で利用する場合は、あらかじめ企画課長と協議するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、隊員と遊佐町の双方が協議の上、決定するものとする。

附 則 この要綱は、平成22年11月1日から施行する。（遊佐町告示第98号）

附 則 この要綱は、平成24年2月1日から施行する。（遊佐町告示第4号）

附 則 この要綱は、平成24年9月1日から施行する。（遊佐町告示第129号）

附 則 この要綱は、平成25年12月2日から施行する。（遊佐町告示第188号）

附 則 この要綱は、平成26年12月5日から施行する。（遊佐町告示第198号）

附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。（遊佐町告示第17号 全部改正）

附 則 この要綱は、平成27年12月10日から施行する。（遊佐町告示第204号）